

(第一類 第七號)

衆議院第一回回国会社会労働委員会

平成三年四月二十三日(火曜日)

社会労働委員会 調査室長 高峯一世君

出席委員

委員長 沢田昌二郎君  
理事 粟屋 敏信君  
理事 加藤 重二君

理事	栗屋敏信君	理事	石破茂君
理事	加藤卓二君	理事	丹羽雄哉君
理事	野呂昭彦君	理事	池端清一君
理事	永井孝信君	理事	遠藤和良君

四月二十日  
積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案対馬孝且君外七名提出、參法第二号(予)  
同月二十三日  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

同月二十三日  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物  
処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律  
案(内閣提出第六八号)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(岩田  
順介君紹介)(第二八九二号)

同(衛藤征士郎君紹介)(第二八九三号)

同(五島正規君紹介)(第二八九五号)  
同(村井仁君紹介)(第二八九六号)

同(武部勤君紹介)(第一九二二号)  
同(森田一君紹介)(第一九二三号)

同(伊東秀子君紹介)(第三〇七〇号)  
同(白井日出男君紹介)(第三〇七一號)

同(草川昭三君紹介)(第三〇七二号)  
同(佐藤敬夫君紹介)(第三〇七三号)

同(宮地正介君紹介)(第三〇七四号)  
同(森井忠良君紹介)(第三〇七五号)

同(吉岡賢治君紹介)(第三〇七六号)  
あん摩マッサージ指圧師の業務と異タク  
シコドラフニイソニテボシ

イロノテクニク及び整体術等無免  
為取り締まりに関する請願(林大幹君  
二八九二号)

二八九七号

同(羽田孜君紹介)(第三〇七八号)

第一類第七号  
社会労働委員会議録第十二号 平成三年四月二十三日

- (第三二一三二号) 同(浜野剛君紹介)(第三二九六号)  
 山西省残業者救済措置に関する請願(三浦久君紹介)(第三一八〇号)  
 保育所制度の充実に関する請願(林義郎君紹介)  
 (第三二一五号)  
 老人保健法の改反対等に関する請願(小沢和障害者の雇用と年金の保障に関する請願外一件  
 同(金子満広君紹介)(第三二一九号)  
 同(木島日出夫君紹介)(第三二二〇号)  
 同(佐藤祐弘君紹介)(第三二二二号)  
 同(菅野悦子君紹介)(第三二二三号)  
 同(辻第一君紹介)(第三二二四号)  
 同(寺前巖君紹介)(第三二二五号)  
 同(東中光雄君紹介)(第三二二六号)  
 同(不破哲三君紹介)(第三二二七号)  
 同(藤田スミ君紹介)(第三二二八号)  
 同(古堅実吉君紹介)(第三二二九号)  
 同(正森成二君紹介)(第三二二三〇号)  
 同(三浦久君紹介)(第三二二三一號)  
 同(山原健二郎君紹介)(第三二二三二号)  
 同(吉井英勝君紹介)(第三二二三三号)  
 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(鹿野道彦君紹介)(第三二二三四号)  
 同(狩野勝君紹介)(第三二二三五号)  
 同(住博司君紹介)(第三二二三六号)  
 同(渡海紀三朗君紹介)(第三二二三七号)  
 同外一件(林義郎君紹介)(第三二二三八号)  
 同(村田敬次郎君紹介)(第三二二三九号)  
 同(近岡理一郎君紹介)(第三二二八八号)  
 同(三原朝彦君紹介)(第三二二八九号)  
 公的骨髄バンクの早期実現に関する請願外一件  
 (坂本剛二君紹介)(第三二二四〇号)  
 同(長谷百合子君紹介)(第三二二四一號)  
 同(秋葉忠利君紹介)(第三二二九〇号)

同(岡崎トミ子君紹介)(第三二九一號)  
 同外二件(鈴木久君紹介)(第三二九二号)  
 同(外口玉子君紹介)(第三二九三号)  
 同(村山富市君紹介)(第三二九四号)  
 は本委員会に付託された。

### 本日の会議に付した案件

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

○浜田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出 老人保健法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として健康保険組合連合会副会長八木哲夫君、全国町村会長宇

野勝君、日本労働組合総連合会生活福祉局長五十嵐清君、上智大学文学部助教授山崎泰彦君、以上四名の方々に御出席をいただき、御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位には、御多用中のところ御出席をいたしましたが、またお一人十五分程度ずつ御意見をお述べいただけます。

本件についてそれぞれのお立場から何とぞ忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

なお、議事の順序でございますが、参考人各位

からお一人十五分程度ずつ御意見をお述べいただけます。

参考人各位には、御多用中のところ御出席をいたしましたが、またお一人十五分程度ずつ御意見をお述べいただけます。

本件についてそれぞれのお立場から何とぞ忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。

するということは、ある程度必要ではございますけれども、おのずから社会保険の限界というものがあるのではないか。今の社会保険のシステムという点につきましては、基本的に大きな問題があるのではないか。そういう面から私どもは三割から五割ということで、國の責任といふものを大きく中心にしました公費負担の引き上げというものを主張しているところでございます。今回の改正案におきまして、老人保健の医療費全部ではございませんが、介護部分に着目しまして、公費負担が三割から五割に引き上げることは、公費負担の引き上げという面では大きな前進であると受けとめておりますけれども、老人医療費全体ではないわけでございますので、私どもとしましては、さらにこの範囲を拡大すべきであるというふうに考えておりますけれども、少なくともこういう部分につきましては、さらに公費負担の拡大を図るべきであるということで、将进一步あるといふふうに受けとめているところでございます。

今回改正案におきまして、老人訪問看護制度が創設されることになつておりますけれども、少くともこういう部分につきましては、さらに公費負担の拡大を図るべきであるといふふうに考えておりますけれども、それが伴います当面のところ存じておきたいと思います。

なお、昨年、老人保健法の改正が見送りになりまして、按分率が一〇〇%に引き上げになつたわけですが、講ぜられ、本年の予算におきまして、さらに百億上積みになつたわけでございますけれども、これらの方置きの一つは、特別保健福祉事業といふことで九百億の措置が講ぜられておりますけれども、これに対する措置でございますけれども、これがカバーされているわけではありませんので、この措置の一層の拡充といふ点をお願いしたいと思います。

次に、改正案の内容で第二点の一部負担の問題について申し上げたいと思います。

次に、改正案の内容で第二点の一部負担の問題について申し上げたいと思います。

改正案の内容で第二点の一部負担の問題について申し上げたいと思います。

老人保健の一部負担の考え方につきましては、お年寄り自身においても健康に対しまして自己責任の考え方、あるいは医療費に対するコスト意識を持つていただくという必要、さらに、この制度が若い世代を含めまして各世代で共同して負担しているという面から申しましても、世代間の負担の均衡という点から申しましても、一部負担の見直しは必要でありますと存じますし、さらに、在宅療養者との関係、老人保健施設あるいは特別養護老人ホーム等の他の入所施設に入つておられる方々との負担のバランスからいたしましても、無理のない負担ということはせひとも必要であると考えるところでございます。

私どもは率直に申しまして、コスト意識を持つていただくという面から5%程度の定率負担を従来主張しておったところでございますけれども、一部負担のあり方ににつきまして関係者からいろいろ御議論もあるわけでござりますし、定額といふことである程度今まで定着している面もございますので、関係者のコンセンサスを形成するということが最も大事でございますので、私どもも定額でやむを得ないというふうに考えておるところでございます。

なお、一部負担が定額ということでございますと、当然医療費の上昇に伴いまして費用もふえるわけでございまますので、一部負担の見直しといふことは必要でございますし、医療費の上昇に伴いまます一部負担のスライドということも必要であろうと思われます。さらに、社会保険におきましては、本人においてもあるいは家族においても一割なり三割という定率の一部負担をしているところでございまますので、医療費に伴いますスライドという点についてもやむを得ないのではないかと考えられますけれども、この考案方は新しい制度でございますので、国民の理解を得るということがぜひ必要ではないかと思われるところでございま

かお世話代等の保険外負担が現実に行われて、実情でございますので、こういうような保険外負担の解消という点につきましても積極的に取り組み、その解消を図るべきであると考えているところでございます。

第三点といたしまして、訪問看護制度の創設でございます。

在宅対策は最もおくれている分野でございますし、政府がゴールドプラン等での推進を図っているところでございます。そういう面で、新たに在宅訪問看護制度が創設されるとということは、私もとしましても、ぜひこの方向というものを伸ばしていただきたいというふうに思いますし、この在宅看護体制の充実というものに期待いたしたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、看護婦等のマンパワーの確保という点は、これからこの面の施策の推進に当たりまして最も重要な分野でございますので、この問題につきましては積極的に取り組んでいただきたいと思う次第でございます。

それから、その他の問題といたしまして、今度の改正法案の中には、介護の方法とか、あるいは介護機器等の研究開発というような努力規定あるいは医療の効率化の問題あるいは診療報酬の方等の問題につきましての検討規定というものが盛り込まれておりますけれども、これらの課題といいうのは非常に重要な課題でございますし、今後の老人医療のあり方におきましても大きな問題でござりますので、ぜひこれらの検討課題といいうものにつきましては積極的に取り組んで、早急に取り組んでいただきたいというふうに考える次第でございます。

なお、これらの問題に関連いたしまして、私どもは、老人医療の負担のシステムの問題もさることでございますけれども、老人医療費が今後急増するわけでございますので、適正な老人医療費の人口の増等に伴います医療費の増はやむを得ない確保ということが必要であるわけでございますけれども、その面で、医療水準の向上あるいは老人

わざでござりますけれども、医療費の中のむだだな部分をできるだけ排除するという面で、適正な医療を確保するということはぜひとも必要であろうとうとう思ふようと思われる次第でございます。

そういう面から申しますと、現在の診療報酬の体系が出来高払いになつておられますので、この中には薬づけ、検査づけと言われるような多くの陥落をはらんでいるわけでござります。私どもは、老人医療におきましても、ある程度症状が固定化しました慢性の疾患に対しましては、包括的な定額払い方式というものを採用すべきであるといふふうに考えておるところでござりますので、これらの検討規定につきましても早急にそういう方向で取り組んでいただきたいということをお願いします次第でございます。

以上、改正案に対します私どもの考え方なり、あるいはお願いを申し上げた次第でございますけれども、今回提出されました改正案をいうものは、私どもの考え方から申しますと決して十分なものではございませんけれども、一歩前進でございますし、さらに、この改革によりまして、保険者に対します負担軽減ということは、現役世代の実質的な負担軽減につながる措置、毎月百三十億円の負担軽減につながる措置でございます。改正法案におきましては、七月実施というものが予定されているところでござりますので、一日も早い緊急な成立ということをぜひお願いいたしたいと思う次第でございます。

以上、私どもの考え方を申し上げた次第でございます。御清聴どうもありがとうございましたがございました。

よろしくお願いいたします。(拍手)

○浜田委員長　ありがとうございます。

次に、宇野参考人にお願いいたします。

○宇野参考人　おはようございます。ただいま御紹介を賜りました全国町会会長でございます滋賀県野洲町長の宇野でございます。

まず初めに、諸先生方に、國民生活に關係の深い医療、年金、福祉などの諸問題について、日々の特段の御尽力を賜り、あるいはまた市町村行政

についても格別の御理解、御高配を賜つておりますことに対し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

本日は、公述の機会をお与えいただきましたので、第一線の行政に携わっている町村長の立場から、現在当委員会で審議されております老人保健法改正案に対しまして賛成の意見を若干申し述べさせていただきたいと存じます。

御案内のとおり、我が国の社会は世界にほとんど例を見ない速度で進んでおります人口の高齢化あるいは出生率の低下あるいは女性の社会進出などにより大きく変貌しつつあります。この事態は町村においても例外ではありません。特に高齢化の進展は町村部においては極めて著しいものがあるのがございます。保健、医療、福祉の分野における行政の最前線にあります町村におきましては、介護対策の充実など高齢者対策の整備は喫緊の課題と考えておられるところでございます。

このような観点から見て、近年の老人の保健、医療、福祉の分野における国の行政施策の展開はまことに時宜を得たものと考えております。今回の老人保健制度の見直しも、高齢化を迎える我が国社会の基盤整備の延長に位置づけられたものと考えております。

まず、昭和六十一年の老人保健法の改正によりまして、加入者比率が引き上げられて、昨年度からこれが一〇〇%となり、国民のすべてが公平な負担によって老人医療を支えていく体制整備が進められました。私ども町村は老人保健、医療、福祉の施策を預かる行政機関であると同時に、国民健康保険の保険者であるという役割をも果たしておりますところがございます。六十五歳以上の人があれに一人を超えて、高齢社会を先取りしておる、そういう状態の国民健康保険の保険者として、財政危機の進行は右のような措置により、一応回避し得るものと考えております。

平成二年には、老人福祉法の一部改正が行われ、施設、在宅を通じる福祉サービスを一元的に実施する体制が整えられ、私どもは、現在平成五

年度の全面実施に向けて老人福祉計画の策定に取り組んでいるところでございます。

また、政府におかれましては「高齢者保健福祉推進十か年戦略」が開始され、二十一世紀に向けて、市町村が保健福祉サービスを拡充させるための基盤整備が進められることとされております。私どもは、これらの国の施策と相携えて、明るく活力のある長寿・福祉社会の実現に努めてまいり所存でございます。

ただいま、本委員会で審議されています老人保健法等の一部を改正する法律案は、介護体制の充実、制度の運営の安定化を図るもので、まことに適当な、時宜にかなつたものと考えます。

第一に、老人訪問看護制度の創設についてでございますが、これは介護が必要な状態にある老人が在宅でも安心して療養生活を送ることができるようにするためのもので、在宅医療の推進にとって画期的なものと考えております。

私の町野洲町は、現在九千三百世帯、人口三万三千の町でございますが、既に昭和六十三年度から国のモデル事業の指定を受けまして、訪問看護等在宅ケア総合推進事業の対象市町村となつております。したがいまして、先進的に訪問看護事業に取り組んでまいっているところでございます。野洲町では、現在行つておりますのは、それこれがかかりつけのホームドクターの御指示を受けまして、五人の看護婦により今三十人のお年寄りに対し訪問看護を実施してまいっております。お年寄りにも大変喜ばれております。このようなことから、老人訪問看護制度が制度化されれば、訪問看護事業が今後継続的かつ安定的に推進されることとなり、できるだけ在宅で療養したいという本人の意思、あるいは病院に入れるだけでなしに、自宅で介護したいという家族の希望がかなえられることになると考えます。

第二に、一部負担金の見直しでございます。

老人に過重な負担をかけたくないというのは広く国民に受け入れられる考え方だと思いますが、私は、高齢化の進展に伴い、老人医療費の増大は

避けられない事態であることを考えるとき、過度な負担は避けつつも、必要な受診の抑制にならない程度の自己負担の見直しはやむを得ないものと考えております。

御案内のとおり、現在、介護を要する高齢者は、病院、老人保健施設、特別養護老人ホームに入院、入所しておりますが、高齢者は病院の自己負担が比較的、相対的に低いため、老人保健施設や特別養護老人ホームよりもむしろ病院を選んでしまがちなのが現状でございます。今回の改正は、これらの施設相互間の利用者負担の公平化の観点から見ても、さらには、これから老人福祉施策を円滑に実施していく上での環境づくりとしても必要なことであると思います。

第三に、公費負担の拡大であります。

先ほど申し上げましたように、加入者按分率の一〇〇%への引き上げにより、老人医療制度を国民で平等、公平に支え合う体制が整備され、国民健康保険の運営は改善されましたが、一人当たりの老人医療費は若い世代の医療費に比べて約五倍に上ります。社会全体の高齢化の進展により、財政状態は依然として厳しいという認識を持つております。

社会の高齢化に伴う財政の不安定化は、町村の医療費適正化や、町村の保健事業による中高年齢者の健康づくりに対して大変努力をしておりますけれども、そういう努力の範囲を超えるものであり、やはり社会全体で制度を支えていく必要があると考えております。

他方、老人医療に公費をむやみに拡大するということは、公費の財源がやはり税であります。したがいまして、社会保障制度の建前からいつても好ましくないものと思われます。

これらを総合的に勘案いたしますれば、今回の法律案の介護に着目した公費負担の引き上げは、地方負担の増加もありますけれども、保険者の財政負担を緩和する意味からやむを得ないものであると考えます。

その他、今回の案では、アルツハイマー症によ

る若年性の痴呆の方に対し老人保健施設の利用を認める改正が含まれており、現状ではなかなか難しい若年痴呆人の療養、介護に適当なものと考えます。

以上、老人保健法改正案に対して意見を申し述べましたが、せつか々の機会でございますので、私ども町村が現在直面しております最重要課題である高齢者保健福祉施策の推進について、この際、一言申し述べさせていただき、諸先生方の御理解を賜りたいと存じます。

「高齢者保健福祉推進十か年戦略」が遂行されるに当たっては、我々町長もみずから、高齢化の進む町村においては特に重大な問題として鋭意促進に努めていかねばならないものと考えております。

しかしながら、これらの高齢者保健福祉施策を円滑に実施していくためには、総数で十万人に及ぶホームヘルパーさんや施設従事者の確保が問題であります。マンパワーの問題であります。しかも業務の性格上、単に人数をそろえるだけではなく、心との触れ合いのできる人材が必要となります。このような観点から在宅福祉施策の成否は、質、量ともに十分なるこれらの要員の確保にかかっておると考えております。

また、特別養護老人ホームの緊急整備等の基盤整備も強力に推進していただきねばなりません。

さらに、町村は二千五百九十あります、平均財政力指数は〇・三でありますので、財政基盤の脆弱な町村の現状から見て、さきに改正されました老人福祉法等福祉関係法の施行に伴う町村のいろいろな施設整備のための経費あるいはまた事務量の増加に対応する財政負担につきまして、国庫補助負担金あるいはまた地方交付税等において実態に即した十分な措置をお願い申し上げるものでございます。

諸先生方におかれましては、市町村及び国保の実情を十分に御理解の上、改正法が原案どおり早急に成立いたしますようお願いを申し上げまして、陳述とさせていただきます。何とぞよろしく

お願いを申し上げます。大変貴重な時間をいただきますして、御清聴いただきましてることにあります。どうございました。(拍手)

○浜田委員長 ありがとうございました。

次に、五十嵐参考人にお願いいたします。

○五十嵐参考人 おはようございます。日本労働組合総連合会の生活福祉局を担当しております五十嵐と申します。本委員会で老人保健法等の改正案について意見を申し上げる機会をいただきまして、大変光栄存じます。

まず、改正案についての見解から若干申し上げてみたいと思います。

今回の改正案の主な内容を見てまいりますと、第一に老人医療費の公費負担の引き上げ、第二に患者一部負担の引き上げ、そして第三に患者一部負担の医療費スライド制の導入、さらに第四に老人訪問看護制度の創設、第五に初老期痴呆患者の老人保健施設の利用、そして、これは法案とは関係ないかもしませんが、平成二年度予算措置であります、被用者保険拠出金の助成措置の継続という内容に集約されるのではないかと私ども考えております。

公費負担の拡大では、老人医療費のうち介護費用に限定はされておりますが、従来の三割負担から五割に引き上げられ、今後介護施策を積極的に推進していくば、これがさらに額、率とも拡大をされるとということについては、私どもとしては評価をいたしたいと思います。連合といたしましても、これらの内容については一步前進との評価を行つていいところであります。また関係者との間でも、私ども老人保健制度の改革に向けて共同提言というものをまとめて発表してまいりました、また取り組んでまいりましたその成果でもあると、いうふうに考えていいところであります。しかし、連合といたしましては、長年にわたって老人保健制度における公費負担の拡大を求めてきたところであります。今回の措置では我々としてはまだ不十分であるというふうにとらえているところであります。



第二点は、飛躍的な拡充が求められています在宅介護対策として、従来の施策に加えて新たに老人訪問看護制度の創設が提案されていますが、これについては医療の側からの在宅介護への積極的なアプローチの道を切り開く画期的な新規施策として高く評価しております。

第三点は、第一点として申し上げましたことと関連しますが、現行の老人保健制度の枠組みのもとの手直しは、もはや限界に近いところまで来ていいのではないかということです。年金、医療保険等の関連分野と有機的に関連づけた総合的な対応策を講じなければ、将来への展望を切り開くことができない状況に至っているのではないかということです。

今回の改正案の中で、最も注目されるのは老人訪問看護制度の創設であります。一方、医療保険による在宅対策では、昭和六十三年の診療報酬改定で看護婦による訪問看護が点数化されました。しかし、この訪問看護は医療機関からの訪問に限りません。在宅ケアの充実のためには、供給主体の拡大、多様化と医療・福祉サービスの総合化が必要であります。老人訪問看護制度の創設は、その方向に向かって新たな礎石を築くものとして期待しております。

訪問看護制度の実施機関は、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、その他厚生大臣が定める者となつておりますから、これにより訪問看護の供給主体の拡大、多様化を図ることができます。また、実施機関の「その他」の中に民間事業者が含まれるとすれば、単なるシルバーマーク制度を

超えて、公的サービスの供給主体としての民間事業者の参入も進むことになります。さらに、このような供給主体の拡大、多様化により競争原理によるサービスの質の向上も期待できるのではないかでしょうか。

懸念されるのは、深刻化する看護婦不足の状況下で果たして十分なマンパワーが確保できるかどうか、看護婦不足を増幅するのではないかということであります。が、訪問看護ステーションの創設は、むしろ潜在看護婦の受け皿にもなり得るもので、看護婦の確保対策としても注目できるようになります。

それは、昼間の勤務であること、病院看護で求められるような高度の看護技術、知識を必要としないこと、療養上の世話という看護の原点に立つた自立的なサービスを提供できるという点でも、訪問看護養費が適切な水準で設定されれば十分に魅力のある職場となる可能性があるからであります。

さらに、訪問看護制度の創設により、開業医の家庭医機能も強化されるのではないか。訪問看護はかかりつけの医師の指示を要件としており、それに伴つて地域医療における開業医の継続的な訪問診療の拡大が期待できるからであります。

このように、訪問看護制度の創設は、私自身、これまで求めてきたものでありますし、高く評価したいのですが、その上でなお若干の注文をさせていただきます。

まず、提案されている訪問看護サービスの範囲が、看護婦のほか准看護師、作業療法士、理学療法士等の医療職によるサービスに限定されているといふことがあります。介護を重点とする看護サービスを提供するという提案の趣旨、それに医療と福祉の総合化を図るという理念からすれば、介護福祉士等による介護サービスをも包括すべきではないでしょうか。さらに将来的にはソーシャルワーカーの配置も検討課題になるよう思いました。

また、訪問看護ステーションは、看護婦のオフィスとして位置づけられていますが、将来的にはデイサービス、ショートステイ等の施設サービスも包括して提供し得る機関への拡充もあわせて検討していただきたいのです。そうすれば、地域での総合的な医療、看護ステーションが地域での総合的な医療、看護の拡充であります。地城的な事情があるにせよ、保健事業は、基準医療費の概念を用いるなど市町村の努力を促す配分の工夫が必要だと考えます。

また、公費負担については、老人保健施設等の負担はともかくとして、今後の拡充について意見を述べさせていただきます。

まず、関係者が一致して要求していた公費負担の拡充であります。改正案では、介護に着目した引き上げに限定し、老人保健施設療養費と老人病院のうち特例許可老人病院の特例許可病棟の入院医療に要する費用について、現行の三割を五割に引き上げることとしています。これは介護部会に引き上げることとしています。これは介護部会についての福祉制度の費用負担との均衡を図るという理論的な根拠のほか、定率五割に引き上げた場合、新たに一兆二千億円もの財政負担の増加を伴うという財政面の制約があつたと伝えられています。

改正案による公費負担の増加は、当面七百五十億円で老人医療費のわずか一・二五%にすぎません。しかし、今後、老人保健施設等の介護体制の整った施設の整備が順調に進めば、公費負担の割合は着実にふえますから、拠出金負担の増加は老人医療費の伸び率以下にとどめられることになります。その意味では、将来に向かっての展望の持てる提案として評価したいと思います。

ただし、将来とも、このようない定率での公費負担の拡充を図るとなるとなり問題があるようになります。それは老人医療費に著しい地域差がある現状において、定率で公費負担を拡充すれば、かえつて地域間の不公平を拡大することになるのではないかと考えるからであります。

平成元年度の市町村別の人一人当たり医療費を見ますと、最高は約百四十七万円、最低は約六万円であります。国庫負担は定率で二割がつくわけでありますから、老人一人当たりでは、そ

れぞれ二十九万円と一万二千円で、著しい格差があります。地城的な事情があるにせよ、保健事業や在宅対策に努力している市町村から見れば、定率での国庫負担の配分にはやはり問題があると言わざるを得ないのであります。現行の二割の国庫負担はともかくとして、今後の拡充について公費負担を引き上げるべきではないでしょうか。介護に重点を置いた訪問看護ということであれば、決して無理な考え方ではないと思いますし、在宅療養を伸ばすという政策的な配慮としても妥当性の認識論に発展させる余地はほとんどないように思います。

現在の老人保健制度の枠組みの範囲では前向きの議論に発展させることは、必ずしも公費負担を引き上げることであります。そこで、一部負担については、率直に申し上げて、入院医療費のほか、訪問看護についても公費負担割合を引き上げるべきではないでしょうか。介護に重点を置いた訪問看護ということであれば、決して無理な考え方ではないと思いますし、在宅療養を伸ばすという政策的な配慮としても妥当性の認識論に発展させることは、必ずしも公費負担を引き上げることであります。

次に、一部負担については、率直に申し上げて、現在の老人保健制度の枠組みの範囲では前向きの議論に発展させることは、必ずしも公費負担を引き上げることであります。

施設間、施設、在宅間、それに世代間の公平性を確保しなければならないことは、今や共通の認識になっています。そして、その共通認識からすれば、提案されている額そのものが低過ぎるとも言えなくはないのであります。

現在の老人保健制度の枠組みでは前向きの議論に発展させることは、必ずしも公費負担を引き上げることであります。

施設間、施設、在宅間、それに世代間の公平性を確保しなければならないことは、今や共通の認識になっています。そして、その共通認識からすれば、提案されている額そのものが低過ぎるとも言えなくはないのであります。

しかし、そのような観点からの本格的な費用負担の公平化を図るには、高齢者対策の抜本的な改革と並行して、総合的な観点から検討しない限り言えなくはないのであります。

国民的な合意を得ることは困難だということも事実であります。

冒頭、そして、ただいま申し上げましたように、老人訪問看護制度の創設等、改正案には高く評価できる部分がありますが、全体として、現行の老人保健制度の枠組みのもとの手直しは、もはや限界に近いところに来ているように思います。

私見を述べますと、費用負担の問題について、要介護老人に対する安定した所得の確保がどうしても必要でございます。年金制度が成熟してきたと言われますが、寝たきり、痴呆等の発現率の高まる後期老年層の老齢年金について見れば、



○山崎参考人 非常に難しい問題をお出したいたゞ  
いて、ちょっと困つてゐるんでござりますが、ま  
ず第一点、公平ということでおざいますが、いろ  
いろなとらえ方があると思いますけれども、一  
は、やはり受益に応じた負担という観点があるよ  
うに思います。そういう意味では、今回の老人保  
健の一部負担を定額で引き上げるということをご  
ざいますが、本来のあり方からいえばむしろ定率  
が望ましいのではないかというふうに感じており  
ます。それからもう一つは、能力に応じた負担と  
いうこともあります。その辺で、現役世代  
に比べて一般的には高齢世代の負担能力が乏しい  
という判断があれば、現役世代よりも若干低い負  
担ということになるのかなというふうに思いま  
すけれども、受益に応じた負担、能力に応じた負  
担、この辺をどう組み合わせるかということだろ  
うというふうに思います。

それから、国の責任ということでおざいます  
が、これは実は国民が国に対してもだけのサー  
ビスを期待しているのかと一体の問題  
だと思いますし、さらに、その期待に伴つて、ど

低水準を保障してあげるナショナルミニマムというものを確立すべきではないか。その点きちんと整理をしながら、なおかつ自助努力なりを求めるならば、それなりの方法があるうかと思いますが、私ども今までの考え方から申し上げますと、自助努力がどうしても前に来て、その後に公的な保障といいますか、そういうものがあるんではないかという不信感といいますか、そういうもののがぬぐい去れません。そういう点では、これから迎えます高齢化社会の中においても高齢者が安心して生活ができる、来るべき高齢化社会に対して暗いイメージしか持てない、そういう点についての解決策を早急に打ち立てていただければ幸いだというふうに考えておりまして、ますあるべきは国としてのナショナルミニマムをきちんと整理をし、そして、だれでもがなるほどと納得できる負

されだけ自発的に、自主的に負担し得るかといううとも関連してくることだというふうに思います。

ちょっと印象的なことを申し上げますと、各種の世論調査で、老後の保障を国に対してもうだけ期待するかというと、例えば年金等ですと半分くらいというのが非常に多いでございます。実は今年の年金、国民年金はともかくとして、厚生年金はそれよりかなり高いところで保障している。ということになると、国が少し出しやぱり過ぎているのではないかというふうな感じもしないわけでもないということなんでございます。

いずれにしても、国民の期待、そして、それに伴う義務としての負担との兼ね合いで国の責任の範囲が決まるものだというふうに考えておりま

〔加藤（卓）委員長代理退席、委員長着席〕

○宇野参考人 ただいま石破先生からお尋ねがございました。在宅看護についてどうふうに考  
えるか、あるいはまたどういうふうにやっている  
かという御趣旨だと思います。その前に、御存じ  
だらうと思いますが、全国の高齢化率の推移で  
す。昭和六十年のときには一〇・三でございまし  
た。平成二年になりまして一一・九。一二%です。  
ところが、我々町村は高齢化が非常に進んでおり  
まして、六十年のときにも、全国平均一〇・三  
のときには町村は一三・四ありました。それから平  
成二年度では平均一四・八に高齢化率が進んでお  
ります。一五%を超えるのは、六七・四%の町村  
がそうである。町村の方がずっと高齢化率が進ん  
でいる、こういうことを申し上げたいのです。  
うちは、訪問看護等在宅サービス、在宅看護の  
いわゆるモデル事業の指定を受けて三年前からや  
らせていただいております。二千七百世帯、一万  
四千人の町でありましたが、極めて便利になつた  
ものだから人口が急増いたしまして、現在では九  
千三百。在来の人二千七百が分家しても三千で  
す。ところが九千三百になつたということは、三  
分の二は外来の人です。若い世帯が多い。そういう

うことで、一時は学校を建て、保育園を建て、幼稚園を建てるのに追われましたけれども、一応そ ういうものは今おさまってまいりました。うちは 高齢化率は九・五なんです。非常に低い。しかし、 いずれみんなが年をとつていくことは明らかでござ いますので、いろいろな教育施設は終わつてしま たので、今度は生涯教育に力を入れようというこ とで、生涯体育やらそういう施設をつくつてしま りました。しかし、いずれにしても、一番最終は 老人になつていて、在宅看護に力を入れなければ ばいかねだろう、こういうことを思いまして、幸 い三年前に指定を受けました。

ちょっと申しますと、全国の率よりは大分低い のですが、寝たきりが六十人。ひとり暮らしが百 六十人。全国では九・九%ですが、うちは三・八 %なんです。低い方です。寝たきり老人でも、全国 では四・六ですがうちは二%，六十人です。全部 に対応しています。それは、ひとり暮らしでも全 部非常電話を贈りまして、何かあつたらすぐに電 話をするという対応をしています。あるいは、六 十人の寝たきりの人も家で看護をしていますから、 今訪問看護を受けておるのは三十人です。うちで 対応しておるのは、看護協会の人に頼んで看護婦 さん五人、そして、かかりつけのお医者さんんに頼 んで三十人に対応している。そのほかに保健婦が 六人、看護婦が一人、あるいはまたホームヘル パーさんが四人いますので、そういう人たちで寝 たきりの人にも全部対応しておる。いずれにして も、寝たきりの人やらひとり暮らしの人、それら にできるだけ対応していきたい。日の当たらない ところに光を当てるというのが福祉の原点だと思 いますので、そういうことをやつております。

それから、困つておるのは痴呆性老人なんで す。これもうちちは少ない方かもしれないが、百 五人あるのです。そのうち重度が三十二人ありま す。そのうち、重度でも病気の人は寝たきりで扱 いやすいと言つたら悪いのですが、元気な人が十 八人あります。動き回るのですね。元気で痴呆 性が進んでいて、それを追うのに、名札をつけ

たりいろいろなものをつけたり大変苦労しておりますが、そういう対応をちゃんとせんかつたら、幾ら人一人がふえ町勢が伸展しても、そういう人たちの対応をやらなければいかぬ、こういうことを出発点でやつてまいつたというのが現状でござります。

○石破委員　ありがとうございました。終わります。

○浜田委員長　永井孝信君。

○永井委員　参考人の皆さんには大変御重な御意見をいただきましてありがとうございます。

そこでまず基本的な考え方についてお伺いしたいと思うのであります。

本格的な高齢化社会が到来する、それを目前にしているのですが、四人の参考人の皆さん的基本的に出されている問題について共通する部分は、社会保険制度として対応すべきなのか、あるいは社会保険制度として対応すべきなのかという点についてはかなり見解の相違もあるようでありますけれども、とりわけ八木参考人の場合は、福祉的に考ええれば社会保障的な性格が強いといいうことを意見として述べられました。この両者の関係について、国が今後施策を立てていく場合にどのように基本的なスタンスを置いて進めていくべきかと思つていらっしゃるか、まずは八木参考人と五十嵐参考人にお聞きをいたしたいと思います。

○八木参考人　お答え申し上げたいと存じます。

先ほど申し上げましたように、老人医療の基本的な性格からしまして、現在の社会保険制度の共同事業というシステムでは非常に難しい問題があるのじゃないか。特に、六十一年の改正によりまして接分率の引き上げということから被用者保険に対しまして過重な負担になつてきているということでもありますと、老人保健制度を支えておりますそれぞれの社会保険事業自身の運営が非常に困難になるのじゃないか、というようなことから、私ども率直に申し上げまして、この制度の性格から見まして、本来福祉的、保障的な性格が強いんだから、社会保険システムじゃなしに、別建ての

制度というものを考えるべきじゃないかといふ

とを提言しているところでございます。

ただ、そ�は申しましても、現在の老人保健制度は巨額な費用でござりますし、これを全部税金に依存する別建ての制度にすると、ことは言つべくしてなかなか困難でございます。そういう面から申しまして、当面公費負担を三割から五割に引き上げるべきだということを主張しておるところでございまし、さらに、老人保健制度ができるた当初の国の責任度合いと申しますか負担割合、そういうものが、たび重なる改正によりまして、逆に国のシェアといふものが減つてきているという面から、公費負担の拡充の方向というのを考えるべきであるという点を主張しているところであります。

○五十嵐参考人 お答えを申し上げます。

私どもも、老人保健制度については、本来、対

象であります高齢者、寺のこの高齢者は慢性疾患

金にあらず高齢者 特にこの高齢者は慢性疾患の既往者ならぬ二、三ヶ月間の間

や但所得者が多いという点から、社会保険原理を

中心とした制度運営よりは、むしろ福祉サービス

事業としての性格を強く持つてゐるのではないか

お詫びと感謝の意を込めて、お手紙を差し上げます。物心

老人保健法

療においては、有病率あるいは受診率というものが

が相当高いわけでありまして、そういう高い高齢

者に対しては、福祉を中心とした制度とハウモン

新編　萬葉集注解

を考へるに當てはないかといふことは考へております

ます。

以上であります。

○永井委員 私も、社会保険制度でこの高齢化社

花の傳説 卷之三

会員文庫をはじめておのずから限界がでぐ

これは後でちよ二と触れますけれども、やは

りこれは社会保障という立場で国が主として責任

を持つべきそういう制度でなければならぬと実は

思つてゐります。

馬江村の歴史

そういう私の考え方を前提に置いてお尋ねいた

しますけれども、この老人保健医療体制の充実と

いうのは高齢者福祉政策の基本なんですね。年がどんどんいくことに心身に機能低下が出てくるのはだれしも同じでありますて、避けることはでき

ない現象であります。したがつてこそ、この分野における公的責任というものが重視をされていくわけですが、高齢者の場合、保健と医療と福祉の分野を切り離すことは結果的にできない、これは密接不可分な状態にあるわけであります。この保健医療における公的責任と負担というものは、福扯分野の全体と比較して非常に立ちおくれていると私は思つてゐるのです。こうした認識に立ちまして、今四人の各参考人が御意見を言われましたように、老人保健法の中の公的負担割合を現在の三割から五割に全体的に引き上げるということを私たちが求めてきてるわけであります。この政府の改正案での公費負担の引き上げ率では、ごく一部に限定されるわけでありますから、非常に不十分だと思うのです。そうすると、公的負担を五割へ引き上げるためには、具体的にはどういうふうな施策をやれば公的負担の五割への到達が容易にできるか、これについてどう考えていらっしゃるか、五十嵐参考人と山崎参考人からお伺いいたしたいと思います。

○五十嵐参考人　お答え申し上げます。

特に、現在出ております公的負担の拡大等についてであります。私ども考えますには、今政府提案をされておる介護に着目しての老人保健施設の拡充、いわゆる特例許可老人病院を対象にして考えておられるわけでありますが、もし仮に政策を補強するということになりましたら、この老人保健施設の拡充という問題が一つ出てくるのだろうと私は思います。平成二年度で三百八十二施設、三万六百床という数字をいただいておりますが、これをもつと、ゴーレッドプランとの関係もございまが、それを前倒ししていくたらどうなのだろうか。今後ますます高齢化社会が成熟をしていきますと、老人保健施設平成十一年度で二十八万床というゴーレッドプランの計画がありますが、これもいすれ見直されなければならぬのではないかという認識を私は持つてゐるわけであります。

それからまた、特例許可老人病院の中で、特に

入院医療管理承認病棟の増床の問題も出てくるのではないかと思ひます。現在まだこれが少ないといふ点では、いわゆる定額払い制をもつとふやしで、政府案の補強としてはこの二点が考えられるのではないかと思ひます。

さらに、私ども修正として求めておりますのは、老人訪問看護制度創設に伴う公費負担の拡充の問題があろうかと思ひます。また一般病院における老人入院費の公費負担の拡充という点も出てくるだろう。さらに精神病棟における痴呆性老人の入院費の公費負担の拡充の問題もあるのではないか。またデイケアに対する公費負担の拡充はどうなるんだろうか。さらに、老人訪問看護制度の創設に伴つて問題になつてこようかと思われますが、いずれ在宅医療という問題も新たな制度として考えざるを得なくなる。そういう点におきまして公費負担の導入というものがあるんではないかというふうに思つておりますので、ぜひこれらの点についても御検討の上、公費負担五割に到達いたしますように施策を御検討いただきたいというふうに思つているところであります。

以上であります。

○山崎参考人 先ほど来のお話の中で保険か保障かという議論があるわけですが、私自身は社会保険というのも社会保障の一つの手段であるというふうに考えております。そして社会保険には必ずしも国庫負担は伴うものではないといふうに考えております。これは国際的に見まして、原則として国庫負担をつけないで社会保険を運営している、そういう国もあるからでございます。それが第一点でございます。

それから第二点、医療の、マクロ的に言いますと、保険料であれ税金であれ国民の負担には変わりはないわけでございます。しかしながら、事実について言いますと、仮に税ですべて財源を賄うということになりますと、恐らく現在の医療の供給体制の革命的な見直しというものが避けられないというふうに思ひます。つまり自由開業医制

を前提にした医療の供給というものは、全額公費で賄うといふ体制のもとでは否定される。したがつて、世界にも例はありますが、公共サービスとしての医療サービスの提供ということになるんだろうと思います。そういうことで非常に慎重な判断が必要だというふうに考えております。

それから、公費負担の三割から五割への引き上げということでございますが、何分非常な財源を食うわけでございます。国全体あるいは社会保障の中での優先順位というものを考えなければいけないというふうに思います。私個人の考えを申し上げさせていただきますと、例えば現在児童手当の改正案が出ておりますが、老人に対する施策に比べると著しくおくれているのが児童・出産・育児対策でござります。むしろ全体の中では、こういった分野、おくれている分野に公費を重点化して、そして伸ばしていただきたいというふうに思ふわけでございます。

それから、公費を引き上げる場合に、先ほども申し上げましたけれども、全国一律引き上げるというのはどうしても問題があるよう思つております。今世の中の動きは一元化あるいは統合、一本化という趨勢で流れきっているわけでございます。私は、その中でも個々の保険者なりあるいは市町村の努力を促すシステムを同時に並行的に入れていかない限り、ただ大きくなつただけという非常に効率の低い、むだを生ずるという問題が避けられないのではないかというふうに考えております。その点で、例えば国民健康保険法の改正の中で地域差調整というものを入れておますが、ああいつた考え方方が、統合、一本化だとか一元化という流れの中で一方必要なのではないかというふうに考えております。それから、三割から五割という点でさらにも申上げますと、将来的には医療保険、あるいは老人保健もまさにそうでございますが、福祉サービスに積極的に取り組むということまで決断しなければいけないのでないかというふうに考えております。医療の範疇で考える限り、介護に着目する

と言つておりますが、本格的な介護対策は今の体制のもとでは非常に困難だというふうに考えております。つまり医療のための保険プラス介護のための保険ということで医療保険各法の目的を書きかえるということころまでいすれば決然しなければいけないのでないかというふうに考えております。

以上でございます。

○永井委員 五十嵐参考人にお聞きいたします。

高齢者の生活実態、この保健医療サービスの内容等からして、今回の改正は働く者の立場からしますと、適正負担の限度をはるかに超える水準になつてゐると思うのですね。これについて、老人保健における国民の負担は本来どうあるべきだとお考へなのか、お答えいただけますか。

○五十嵐参考人 先ほども御答弁申し上げましたように、老人保健医療における、特に高齢者世帯にとって、この老人保健医療というのは基礎的福祉であるというふうにお答え申し上げました。そういう点では国民の負担のあり方等について、私ども現役も含めて、その負担のあり方というのは、国民連帯といふものをまず考へる必要があるというふうに思つております。そういう面から見ましても、現在の老人保健制度におきます被用者保険の負担というのは、先ほど八木参考人も申し上げましたように大変過重であります。過重でありますから、だからといって、では一部負担を高齢者の皆さん方にかぶせていいかといふ点にはならないと私は思います。

と申しますのも、現在年金等の水準を見ますと、確かにモデル年金では二十万という数字が出ておりますが、しかし、実態ではそこまで行つてない。高齢者の皆さん方の生活実態あるいはお話を聞きますと、金額的にはわざかではないかといふ発言もないことはないわけであります。実態は大変厳しいといふ話を聞いておりますから、仮に入院でも四百円から八百円になるというのは大変高いといふお話をいたしております。そういう点で、今回の改正案の中で、一部負担

の引き上げ等についても圧縮を図つていただきたい。その点、また繰り返しになりますが、老人保健等は基礎的福祉ということになりますと、何とかえるということころまでいすれば決然しなければいけないのでないかといふうに考えております。

以上でございます。

○永井委員 最前の意見陳述の中で、五十嵐参考人

人は、本来は福祉というものは全額公費負担でやるぐらいの思い切った改革が必要だというふうに言われました。私も全く賛成であります。

ところで、宇野参考人は、この六十一年の改正で加入者按分率が一〇〇%になつた、これが公平な負担の原則を確立したことになったという意味のことと言われました。片方、八木参考人の方は、健康保険というのは、それに加入している者とそ

の家族のために我々は掛けているのだ。これはもう加入者按分率で拠出する側と国保を持つい

ういう相反した意見があるよう言われました。我が方では、所得があつて働いておられる間は社会保険で、ところが退職をされて収入がなくなつて町村にお帰りになつた者を、収入のない人を全部見ていかなければいかぬ。だから、本当のところは社会保険で、ずっと一生そこで働いておられたら、これは私個人の考え方で

であります。

○宇野参考人 ただいま先生から御指摘がありま

した、加入者按分率が一〇〇%になつた、働く人

に、自分たちのために掛けているのに、それ以外

に一〇〇%まで出すのはおかしいじゃないか、こ

ういう意見があるけれども、こういう御意見

がありました。しかし、國民はすべて税金を納め、

その上に社会保険料を掛けていくわけであります。

○五十嵐参考人 たゞ、その意味では八木参考人が言われましたよ

うに、この健康保険制度というのは、社会保険制

度といふことは、自分とその家族のために掛けてい

るのだということは、私は十分うなづけるわけで

あります。

○五十嵐参考人 たゞ、その意味では八木参考人が言われましたよ

うに、この健康保険制度といふことは、自分とその家族のために掛けてい

るのだということは、私は十分うなづけるわけで

あります。

にならうかと思います。先般の、昨年四月実施された介護力強化病院等におきましては、定額払い、介護力を強化するという形で、介護力が強化できたということございますし、老人保健施設等でもそういうような措置が講ぜられているわけでございます。したがいまして、医療費の中のむだを排除するという一方、必要な部分については厚くするというようなことで、やはり診療報酬のあり方に触れる問題であろうというふうに思ひます。

それからもう一つ、差額ベッドの問題につきましては、現在ある程度ニーズもございますので、一人部屋、二人部屋等はある程度の差額ベッドというの必要だと思いますけれども、少なくとも大部屋に対します差額ベッド、これは行政指導等によりまして廃止すべきであるというふうに考えております。

○五十嵐参考人 マンパワーの確保対策についてお答え申し上げます。

私たちの考え方といたしましては、特に保健、医療、福祉事業に携わる労働者の皆さん方は三Kと言われるほどきつい労働条件があるわけでして、まず、この労働条件を改善することが基本ではないかというふうに考えております。あわせまして、現在厚生省にあります事務次官を本部長といたしまして保健医療・福祉マンパワー対策本部というものを、内閣として責任のある対策機関といふふうに考えております。つまり省庁横断的につくついていただいて、そして内閣の責任において今後の保健医療・福祉マンパワーの確保を図つていただくという対策が必要ではないかとふうに考えております。

○水井委員 遠藤和良君。  
○浜田委員長 遠藤和良君。  
○遠藤(和)委員 きょうは参考人の皆様大変御苦労さまでござります。

最初に、私は山崎参考人にお伺いしたいのですが、先生の御意見を承つております。老人保健法の論議をする前に、いろいろ高齢化社

会全体に対しまして、医療だと年金とか福祉

だとか、そういう総合的な観点からまず議論をすべきである、そうでなければ木を見て森を見ない議論になるのではないか。例えば要介護老人に

対する所得保障を行うべきであるとか、あるいはどのように御認識をしていらっしゃいますか、そ

の点からお伺いしたいと思います。

○山崎参考人 国民負担率というのは、一応政府レベルでは、高齢化のピークに達した時点においても五〇%以下にどめたいという目標があるようですが、努力目標としてはないよりはあつた方がいい、つまり、できるだけ効率的な運営を行つていくという努力目標としては意味があるのだろうと思うのですが、実は国民負担率の限界というものはないのではないかというふうに思つておるわけでございます。

過去の例を申し上げますと、昭和四十五年あたりの国民負担率は二五%程度でございます。それが二十年たちまして現在ほぼ四〇%になっているわけでございます。この二十年間に二五から四〇年に一五も上がつてきてるわけです。仮に将来五〇%前後ということになりますと、あと二十年、三十年たつて一〇%上がるということでございまして、過去の国民負担率の上昇率からすれば、むしろ緩やかな上昇ということになるのではないかと

での二五%でございます。ということを考えます

と、やはりこれだけの負担増が受け入れられるというのは、それだけその恩恵に浴する人がふえてきている、施策が改善されてきているということだと思います。したがつて、どのような

社会を二十一世紀に向けてつくるのかという議論が先にあって、それに伴つてどのような形で国民が公平に負担するかという議論が次に来るのだろうと思ひます。

以上でございます。

○遠藤(和)委員 確かに幅広い議論をした上でこの論議をすべきなのですから、きょうは老人保健法に限つた議論になつております。

そこで、この老人保健というのは医療なのか福祉なのかという観点があるわけですね。そうすると、この公費負担のあり方についていろいろな議論があるわけですね。今、健保連の皆さんのお見は、老人問題というのは社会保障的な色彩が大変濃いから、これを被用者の医療保険にしわ寄せしているのはおかしい、もっと社会保障、社会福祉の対象と社会保険の対象を整理して考えるべきである、こういう議論がありました。

あるいは連合の皆さんからは、老人保健は国の責任と負担を第一義に置いて公費で行うべきであるが、一舉に実行するのは難しいので当面は三割の公費負担を五割にすべきである、将来は公費による高齢者福祉医療制度を目指せ、このような考え方方が連合の方の意見だったよう思うわけですがございますが、今国民医療費二十一兆円ですが、これは多いのか少ないのかという議論もあるわけですね。病院を経営している皆さんから見ると、医療費が安過ぎて病院経営が成り立たない、こういふふうなのがあります。あるいは今の診療報酬は出来高払いと検査づけ、薬づけになる、だから老人医療はもう少し、慢性的あるいは介護、ケアを中心のものは月に幾らというふうな定額制にすべき

抑制政策がありますから。

薬の与え過ぎで老人はかえつてマイナスになると、もっと薬価を抑えて技術料を高めていつて診療報酬の抜本的な見直しを行うべきである、こんなさまざまな議論があるわけでございますが、山崎先生はこうしたことについて具体的に、例えば国民医療費二十一兆円というのはどう考えるのか、あるいは診療報酬のあり方についてどう考

えるのか、あるいは公費負担のあり方についてどう考えるのか、これを、ほかの議論はおきまして、今の老人保健の制度の中で御意見があれば承りました

いと思います。

○山崎参考人 二十一兆円をどう考えるか。一つだけ確かなのは、まだまだむだがあるということは共通認識としてあるのだろうと思うのですが、全体としてどうかということもちょっと判断に苦しみます。むしろ諸外国で、日本の医療保険制度というの非常に効率的な運営をしている、二十一兆円の割にはいい医療を提供している

といふ評価の方が、私がどうこう言うよりも妥当なのかなというふうな感じがいたします。

それから、診療報酬につきましては、今全国一本の診療報酬なのでございまして、この辺もそろそろ考え直していくのではないかという考え方があります。例えば沢内村だと、最近では三木町あたりで、今の出来高払いの診療報酬をなぜ使わなければならぬのだろうかという感じもするわけでございまして、診療報酬に選択制を入れると

いうようなことも考えていかなければいけないのじゃないかと思います。

それから、診療報酬の面において地域差も加味してくる必要があると思います。先ほど来保険外負担の問題がありますが、実は、これは全国一本の診療報酬を決めていたとの矛盾がそういったところに出てるわけでございます。それで、今後ますます介護を重視した医療を提供しようといふことになりますと、まさに人件費の地域差といふものが診療報酬に全く反映されないということは大きな問題があるというふうに思つております。

ます。

時間も余りありませんから、以上にさせていた  
だきます。

○遠藤和委員

それから、訪問看護制度の創設

について先生は高く評価するという話があつたわ  
けでござりますが、これは訪問看護を受ける人た  
ちが利用料を払わなければならぬという問題が  
あるわけですね。その利用料は幾らになるのか、  
これは政令で決めるわけでござりますから、まだ  
はつきりわからないわけですが、例えば一回千円  
だとかそういう話になつてくるのではないかと思  
うのですね。そうすると、今お話をありました要  
介護老人に対する所得保障だと、あるいは介護  
手当だと、そういう制度が裏打ちされなければ  
ば、この訪問看護制度といふものが利用できない  
部分が出てくるのではないか、こう思います。し  
たがつて、少なくとも訪問看護制度に対する公費  
負担を三割から五割にして利用料を削減できるよ  
うな形にすべきだ。現行で実際に要介護老人に対  
する所得保障といふのはないわけですし、それか  
ら介護手当制度といふものはないわけですから、  
今の状態の中で、負担能力から考えまして、この  
訪問看護制度を充実していくためには、利用料の  
設定ができるだけ安くすることが大変必要ではな  
いかと思います。そのためにも公費の負担を五割  
程度に上げるべきだ、このように考えますが、こ  
れに対する意見を聞きたいと思います。

○山崎参考人 先ほどの私の意見の中にも申し上  
げました。訪問看護制度といふものは介護を重視  
するという観点から創設されるわけですから、三  
割から五割程度に引き上げていただきたいとい  
うのは私も考えております。

それから、利用料につきましては、外来の一部  
負担とのバランスというふうなこともあります  
が、政策的に訪問看護を伸ばすということを考え  
れば、むしろ通常の医療の一部負担よりは軽減す  
るという考え方もとり得るというふうに考えてお  
ります。

○遠藤(和)委員

お医者さんが往診に行くと外

と同じで月八百円ということになるわけですね。

ところが今度のことでは利用料といふのは一回ご  
とに取るんだ、こういう考え方ですから、この辺  
は大変大きな問題点があるのではないかと私は  
思つております。

それから、訪問看護に行く方々の中に介護福祉  
士などあるいはソーシャルワーカーも含めるべ  
きだという議論もありましたが、私たちは、大変

要望の強い、例えば、はり、きゅう、マッサージ  
師と一緒に行けるようにしたらどうかとか、こう  
いうことも拡充を考えているわけです。医療のス  
タッフだけではなくて福祉だとそういう方々が  
総合的に行けるような制度にしていく。ですか  
ら、訪問看護、訪問介護両方を兼ねた医療プラス  
福社、こういう形でやつていく方が地方の自治体  
にとっても大変有益な制度になるのじゃないかと  
思いますが、それでも、この考え方についてちょっと  
字野参考人の意見も聞きたいと思います。

○宇野参考人 現在、うちの町のことだけです  
が、訪問看護を実施しております。一回六百円ず  
ついただいておりますが、それは、お医者さんの  
指示を受けて、そして看護協会の人に行つて、そ  
こで褥瘡の手当とか、おふろへ入れるいろいろ  
な指導をしたり、大体一週間に二回ずつ行つて  
います。そういうことです、今度総合福祉保健セ  
ンターをつくりまして、福祉関係でまづいろいろ  
な体の機能訓練をするということやら、あるいは  
家庭でずっと預つていて家族の人がやはり疲れます  
ので、ショートステイをやるとかミドルステイを  
やるとか、あるいはデイサービスでおふろへ入れ  
るとか、そういう施設をつくつて来てもらつて入  
れる、そういう体制をとつておられます。理学療  
法士やら、はり、きゅう、マッサージも今必要か  
もしれません、必要に応じて対応していきたいと  
いう施設を考えております。これは一回六百円で  
すので、あとは全部地方自治体の負担になります  
ので、できるところはいいけれども、金のない町  
村が多いので、できるだけひとつ御配慮願いたい  
というのが町村会としてのお願いでございます。

以上です。

○遠藤(和)委員 上まで終わります。ありがとうございます。

○浜田委員長 児玉健次君

宇野参考人に伺いたいのですが、とりあ  
えず公費を五割にする、私たちもそれを強く求め  
ています。

厚生省からもらった資料を見てみると、昭和

五十八年にこの制度が始まつたとき、全体のどん

ぶりの中で国が出していた金額は一兆四千八百九

十一億円で四四・九%でした。それが昨年の段階

で二兆九百五十八億円、金額はふえていますけれ

ども率は三四・九%、一〇%落ち込んでいます。

そして今度の改正括弧をつけなければいけない

けれども、それがもし実施されたらというので、

これも厚生省の資料で私たち試算してみると、

あれこれ省きますが、老人保健の基盤安定化のた

めの措置、これは去年から始まっていますし、当

面の間ですから、その分の百億を除きますと、八

十億円の負担が直接少くなるという事態が明ら

かになっています。

こういう国の負担が漸減していくつて今度の改正

でもまた身軽になつていくという状態について、当

地自治体の運営に御責任のある宇野参考人とし

てどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○宇野参考人 ただいまの御質問でございます

が、先ほど参考人の御意見の中で、私の聞き違い

が一部あるかもしれませんけれども、一部負担の引き

増額に清水の舞台から飛びおりる思いで踏み切つ

たけれども、今度の結果を見ると逆手にとられた

運営に力を入れてもらいたい、こういうことをお

願いをしております。

○児玉委員 五十嵐参考人にお伺いしたいのです

が、先ほど参考人の御意見の中で、私の聞き違い

が一部あるかもしれませんけれども、一部負担の引き

増額に清水の舞台から飛びおりる思いで踏み切つ

たけれども、今度の結果を見ると逆手にとられた

運営に力を入れてもらいたい、こういうことをお

願いをしております。

○児玉委員 五十嵐参考人にお伺いしたいのです

が、先ほど参考人の御意見の中で、私の聞き違い

が一部あるかもしれませんけれども、一部負担の引き

増額に清水の舞台から飛びおりる思いで踏み切つ

たけれども、今度の結果を見ると逆手にとられた

運営に力を入れてもらいたい、こういうことをお

願いをしております。

○五十嵐参考人 私どもこれまで一部負担の引き

上げ等については、いろいろ問題がございまし

て、態度としましてはかなり厳しい御意見を持つ

ている人も多かつたということございます。そ

ういう点では、今回の老人保健法改正に当たりま

しては、私どもは、我々が要求をしております当

面五割まで公費負担を拡大してくるならば、そ

れに応じて我々現役者もそうであります。老人

の高齢者の皆さん方についての一部負担もそれ相

応に負担をしていただくつまり見直すことが必

要ではないかという考え方で來たわけでございま

す。そういう点では、従来古典的な労働運動を繼

承しておりますところです。なかなか一部負担

の引き上げ賛成とは言ひづらかったわけでありま

すが、私ども連合しましては、それまで決意を

込めて今回の老人保健法改正に当たつては取り組

んでいこうというあらわれだというふうに御理解

において、今までの定率、定額で、定率制で五〇%  
でした。それを分けられるのに調整率を三五あ  
るは定率を一五というのを変えようと思われま  
したが、それは従来どおりにして、七百数十億です  
か五百二十七億ですか、特別に負担をして上積み  
して出してもらつたという、國の方で、そういう  
意味も含めて非常に窮屈で苦しんでおる地方財政  
たが、それから、訪問看護を行つ方々の中に介護福祉  
士などあるいはソーシャルワーカーも含めるべ  
きだという議論もありましたが、私たちは、大変  
思つております。

それから、訪問看護を行つ方々の中に介護福祉  
士などあるいはソーシャルワーカーも含めるべ  
きだという議論もありましたが、私たちは、大変  
思つております。

厚生省からもらった資料を見てみると、昭和  
五十八年にこの制度が始まつたとき、全体のどん  
ぶりの中で国が出していた金額は一兆四千八百九  
十一億円で四四・九%でした。それが昨年の段階  
で二兆九百五十八億円、金額はふえていますけれ  
ども率は三四・九%、一〇%落ち込んでいます。  
そして今度の改正括弧をつけなければいけない  
けれども、それがもし実施されたらというので、  
これも厚生省の資料で私たち試算してみると、  
あれこれ省きますが、老人保健の基盤安定化のた  
めの措置、これは去年から始まっていますし、当  
面の間ですから、その分の百億を除きますと、八  
十億円の負担が直接少くなるという事態が明ら  
かになつています。

こういう国の負担が漸減していくつて今度の改正  
でもまた身軽になつていくという状態について、當  
地自治体の運営に御責任のある宇野参考人とし  
てどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○宇野参考人 ただいまの御質問でございます  
が、先ほど参考人の御意見の中で、私の聞き違い  
が一部あるかもしれませんけれども、一部負担の引き  
増額に清水の舞台から飛びおりる思いで踏み切つ  
たけれども、今度の結果を見ると逆手にとられた  
運営に力を入れてもらいたい、こういうことをお  
願いをしております。

○児玉委員 五十嵐参考人にお伺いしたいのです  
が、先ほど参考人の御意見の中で、私の聞き違い  
が一部あるかもしれませんけれども、一部負担の引き  
増額に清水の舞台から飛びおりる思いで踏み切つ  
たけれども、今度の結果を見ると逆手にとられた  
運営に力を入れてもらいたい、こういうことをお  
願いをしております。

○五十嵐参考人 私どもこれまで一部負担の引き  
上げ等については、いろいろ問題がございまし  
て、態度としましてはかなり厳しい御意見を持つ  
ている人も多かつたということございます。そ  
ういう点では、今回の老人保健法改正に当たりま  
しては、私どもは、我々が要求をしております当  
面五割まで公費負担を拡大してくるならば、そ  
れに応じて我々現役者もそうであります。老人  
の高齢者の皆さん方についての一部負担もそれ相  
応に負担をしていただくつまり見直すことが必  
要ではないかという考え方で來たわけでございま  
す。そういう点では、従来古典的な労働運動を繼  
承しておりますところです。なかなか一部負担  
の引き上げ賛成とは言ひづらかったわけでありま  
すが、私ども連合しましては、それまで決意を  
込めて今回の老人保健法改正に当たつては取り組  
んでいこうというあらわれだというふうに御理解

をいただきたいと思います。

○児玉委員 全体としての公費負担の五割の問題と高齢者一部負担の問題というのは、あれかこれかの問題ではないだろう、私たちは、無料制度に戻すということを展望して公費負担の引き上げを求めていきたい、こう思っています。

時間もありますから、山崎参考人にお伺いしたいのですが、老人訪問看護事業につきまして、先ほど参考人は、供給主体の拡大という点を強調なさいました。それで、民間が医療の分野に参加するかどうかというものは、現に立派に参加していると思うのですね、病院でも老人保健施設でも。

それで問題は、當利を目的とするかどうかといふことだと考えています。例えば、よく御承知のように、医療法の七条では、當利を目的として病院、診療所、助産所を開設する者は、開設を認めないことができる、この老健法の中でも、當利を目的として老健施設を開設しようとする者、それは排除されています。ところが、この今度の案では、看護婦の訪問事業についてのみその点の規制がありませんで、そうなつていくと、今かなり社会的に広がりつつあるシルバー産業、例えば入浴の介護に一回一万円取るとか、そういうふうな部分が入ってきはしないかということを危惧いたします。

それから、先ほども御指摘が他覚からあります。この利用料や車馬料についていえば、減免制度を政府は全く考えていないという点もこれまでの質疑で明らかになつてきているような経過もあります。

それで、當利を目的とした部分の参入が医療の大いなる世界の中に初めて入つてくる危険性を私たちは感じているのですが、そのあたりについてどのようにお考えでしょうか。

○山崎参考人 実は私、そこまで細部読んでおりませんでお答えする力はありませんが、その辺に

つきましては、もしそういうことであるとすれば多少問題があるのかなと思います。今後の運用面等で十分注意していただきたいというふうに思います。

○児玉委員 最後に八木参考人にお伺いしたいのは、やはり公費の負担の部分、そのところでございません。厚生大臣が老人保健制度について、やはり五割を当面五割にしていくという点で、余りちゅうちょをされる必要がないのじゃないかと思うのですね。例えば、消費税が導入されたときも、当時

ですが、やはり公費の負担の部分、そのところにしなければいけないのがということを新聞で語つて報道されたような経過もありますし、この五割にしていくという点で健保組合はどのような展望をお持ちか、最後にお伺いしたいと思います。

○八木参考人 私どもは、公費負担を五割に引き上げるべきであるという主張をしているところでございますし、ちゅうちょしているという点ではございません。ただ、政府の財政事情等から見まして、今回、一部ではございますけれども、介護部分に着目して五割に引き上げたという面で一步前進である、私どもはあくまでも一步前進であるという受けとめ方をしておるところでございます。

○児玉委員 終わります。

○浜田委員長 柳田稔氏。

最初に、皆さんにお尋ねをしたいのですけれども、二〇二〇年に二・五人に一人がお年寄りになると六十歳になる年の話がございます。私もよう二〇二〇年に六十五になるので、その一人かなと思いつつもあるわけなんですねけれども、こういう時代が来るというのにはつきりしているわけですからどうぞつ御感想を教えてください。

○八木参考人 私どもは、最初に申し上げましたように、今の制度というものは再構築すべきである、二十一世紀の高齢化社会に少なくとも安定し

た機能である老人保健制度というものを確立すべきであるというふうに考えているところでござります。

○宇野参考人 四人に一人の高齢者になるということになると、今はまだその延長線上の一つであります。まだ充実を考えねばならないことはあります。

○五十嵐参考人 お答えいたします。

私も、先生と同じように二〇一〇年くらいになりましたら六十五歳以上の高齢者の仲間入りをするかもしれません。そういう点では、現在の老人保健制度、やはり再構築をしなければならないと思います。

そういう点で、私どもは福祉の面にわたつては公費を拡大していくつて高齢者保健福祉制度というものを提唱しているわけでありまして、それの具體化に向けての取り組みを強めてまいりたいというふうに思つております。

○山崎参考人 先ほども申し上げましたように、老人保健制度だけの議論ではなくて、総合的な高齢者対策のあり方という観点から見直しに入らなければいけないというふうに思つております。

それから、高齢化が進むということはお年寄りが多くなるわけですが、かつてのお年寄りと現在と将来、相当変わつてくるよう思います。感じといたしましては、高齢者の方にも、ただサービスを受ける、給付を受けるだけじゃなくて、制度を支える側に回つていただきたいというふうに思つてございます。年金が成熟するということは、その年金である程度の負担をしていただくというのは当然だという社会になると思います。

それから、将来に向かつて一番今力を入れなければいけないのは育児対策、児童対策だというふうに思つております。

以上です。

今山崎先生の方からも、森を見ずに木だけ見て議論すべきではないというお答えもありました。また、先ほどももうこの制度は限界に来ているとのお話をありましたけれども、とは言うものの、やはりこれを議論しないといけませんので、私の時間も少ないわけですが、一つだけお聞かせを願いたいと思うのですが、二十一世紀を見据えた場合に、今ままの公費負担、一部負担、抛出金のバランス、今は一部負担を三%から五%にしようという案が出てるわけですが、

この辺の三者のバランスについて皆さんは、今後を見据えてでされども、どうあるべきだろか、教えていただきたいと思います。

○八木参考人 私どもは、基本的には老人保健の問題は国民的な課題でございますから、国、地方公共団体あるいは保険者あるいはお年寄り自身、それぞれが相応の負担といふものはすべきである

というふうに考えております。

特に、老人保健の先ほど申し上げましたような福社的、保障的性格から見まして、国の責任度合いといふのを強く考えるべきであるというふうに思いますし、それからお年寄り自身の負担といふのも、これから高齢化社会でみんなでこの費用を負担しなければならないわけだとさいますので、無理のない負担というものは考えるべきであると思いますし、私どもは五%程度の負担といふのは必要ではないかというふうに考えております。

○宇野参考人 いろいろな施設を利用するのは、やはり受益者負担といふものはある程度出しておらわねばいかぬと考えております。今は老人医療について五%ですが、本当に出せない人はいろいろな点で別に出す、出せる人はやはりある程度出してもらつた方がいいのじゃないかと思つておられますので、今の段階では五%ですが、それが将

来はどう変わらか、対応はまた考える時期が来るのではないか、医療費の動向によつて。出せる人には出していただくという受益者負担の制度は堅持してもらいたいと思います。

○五十嵐参考人 先ほど来お答えしておりますように、老人保健あるいは老人医療制度を考えていきます場合に、その負担のあり方というのは、やはり国民全体の負担というのが必要になつてこようかと思います。

ただ、先ほど来お話がありますように、それぞれ能力に応じた負担というのも必要になつてくるということは大切な点だらうと思いますので、その点を抜きにして一律にということではなく、負担のあり方を考えていく必要があるうかと思います。

ただ、現役者だけに過重な負担というものはやはり避けるべきだと思います。そういう点では、例えば社会全体で高齢化社会におけるその費用の負担をどう考へるかという点が必要になつてくるのではないかと思います。特に、私ども公平な社会の確立という点で申し上げますと、所得、資産という問題を考へていきますときに、資産をどうするかという問題があるわけとして、その点の税制上からの不平等の解消という問題もあるのではないか。それらを含めて税、保険料の公平な負担の方といふものを検討したいと思っております。

○山崎参考人 一部負担だけに限定してお答えしますと、いつも非常に困つたことだと思っていますのは、今の高齢者は実際に印象としまして決して貧しくないのですね。しかし、データの上ではつきりするのですが、二極分化していまして、非常に金持ちの方、それから一部低所得の方がいらっしゃるわけです。医療保険制度というものは、利用時の一部負担についてはできるだけ画一的な扱いにしているわけでございます。サラリーマンで給料が低いからといって負担率が低くなるというふうなことはしていないのでござります。それで非常にいいことだ、つまり差別感を伴わな

いという意味でいいことだと思っているわけですが、老人について考えますと、先ほど申し上げましたように、一定の年金で最低の安定した所得を確保するということを考えないと、どうしてもこの問題をクリアできないと考えております。そういうことさえできれば、ある程度の一部負担の引き上げは合意が得られるというふうに考えております。

○柳田委員 今回の老人保健制度の改善なんですが、れども、私は、先ほど来から議論がありますように、一部だけではなくて総合的に見て、その中の一部として、これはこうあるべきだ、将来こういう時代が来るから、今はこうしてだんだんしていかなければならぬという筋道がわかれれば理解ができるのですけれども、それが何かばやつをしている霧の向こうにあるような感じで、非常に納得しづらい点がありまして、今いろいろと審議を通じながら、その将来のことを考へているわけなのです。

今後とも、自分のこともありますし、子孫のこともありますし、ますます日本も発展していくなければならないこともありますので、精いっぱい頑張る所存であります。これは皆さんも一緒にどう思われるのですが、またいろいろ機会がございましたら御指導なりをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○浜田委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとしました。本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会



平成三年五月九日印刷

平成三年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局